

【別冊 4】

令和5年登米市議会定例会  
6月定期議会 資料

発議第4号関係

令和5年6月9日

【発議第4号関係】

登米市議会委員会条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次～第1条 (略) (常任委員会の所属等)</p> <p>第2条 議員は、<u>少なくとも一</u>の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 予算決算常任委員会 25人</u></p> <p>ア 予算に関する事項</p> <p>イ 決算に関する事項</p> <p>第3条～第8条 (略) (委員長及び副委員長)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第4号の予算決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>第10条～第31条 (略)</p>	<p>目次～第1条 (略) (常任委員会の所属等)</p> <p>第2条 議員は、<u>それぞれ一</u>の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略) (委員長及び副委員長)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>第10条～第31条 (略)</p>